

壬生町観光協会しののめ花まつり会場出店許可要綱

(目的)

第1条 この要綱は、壬生町都市公園条例第3条の規定により、しののめ花まつり会場出店許可について必要な事項を定めることを目的とする。

(許可要件)

第2条 出店許可は、次の各号に掲げる要件を満たした者で、出店審査会が認めるものとする。

- (1) 本町に引き続き5年以上住所を有する者、法人にあつてはその代表者
- (2) 本町で3年以上営業を営む者
- (3) 本町の商工会員である者
- (4) 町税及び町に対する公共料金を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、土・日のみで出店する者の許可は、前項第1号から第3号のいずれかの要件を満たした者で、出店審査会が認めるものとする。ただし、キッチンカーによる出店に関しては、町内での販売実績がある者で、出店審査会が認めるものとする。

3 前2項の規定によるものの他、しののめ花まつりの賑わいに必要であると出店審査会が認めるものについては、出店を許可できるものとする。

(許可申請)

第3条 出店許可を受けようとする者は、指定の期日までに別紙申請書により会長に申請しなければならない。

(審査会)

第4条 会長は、第3条による出店許可申請を受理したときは、別に定める出店審査会の意見を聞かなければならない。

(許可書の交付)

第5条 会長は、出店許可をした場合は、別紙出店許可証を交付しなければならない。

2 会長は、前項の出店許可に条件を付することができる。

(遵守事項)

第6条 花まつり会場に出店する者は、次の事項を守らなければならない。

2 開店中業務に従事させる者については、会長の許可を受けなければならない。この場合、常時その店の雇用者又は家族を半数以上勤務させなければならない。

(出店許可の取消)

第7条 会長は、次の各号の一つに該当すると認めたときは、出店の取消又は廃止をする事ができる。

- (1) 風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 花木等を損傷する恐れがあるとき。
- (3) その他、催事会場の環境を乱す恐れがあるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (5) 第5条の許可に違反したとき。

2 前項の取消等により生じた損害について観光協会はその責めを負わない。

(目的外使用の禁止)

第8条 花まつり会場内における出店数は定められた場所(20店舗)とする。ただし、会長が特に認めた場合はこの限りでない。

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に使用し又は、その使用の権利を譲渡若しくは転貸してはならない。

(諸経費等)

第10条 花まつり会場における出店者の遵守事項や負担金等を定める規約は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年2月7日から適用する。

この要綱は、平成21年2月9日から適用する。

この要綱は、平成30年1月15日から適用する。